

県職員の給与などのあらまし

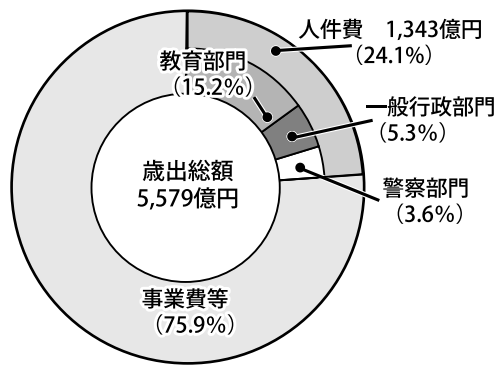
県には、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事に携わる職員がおり、その給与は条例で定められています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

人件費の状況

本県の平成25年度決算では、人件費は歳出総額の24.1%にあたる1,343億円となりました。

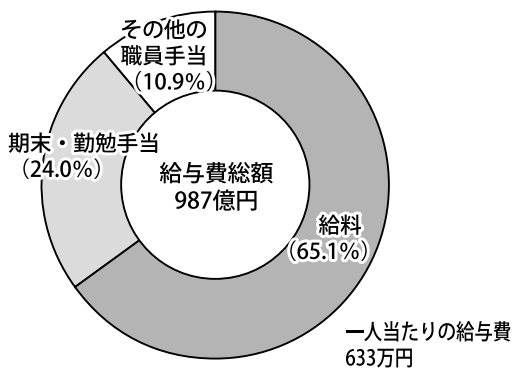
その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が15.2% (849億円)、一般行政関係職員分が5.3% (297億円)、警察関係職員分が3.6% (197億円)となっています。

人件費の状況(部門別) (平成25年度決算)



※人件費には、共済費負担金、退職手当および特別職の給料・報酬等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況 (平成26年度一般会計12月補正後予算)



※その他の職員手当には、退職手当は含みません。

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められています。

今年度は、例月給(給料月額、諸手当)を0.28%、期末・勤勉手当(ボーナス)の支給割合を0.15月分引き上げる改定を行っています。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経験年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 平均給料月額および平均年齢の状況 (各年4月1日現在)

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成26年	平成25年	増減額	平成26年	平成25年
一般行政職	323,700円	323,500円	200円	42歳 2月	42歳 3月
警察職	318,300円	320,300円	▲2,000円	39歳 10月	40歳 4月
高等学校教育職	389,700円	389,700円	0円	45歳 9月	45歳 9月
小中学校教育職	370,100円	372,300円	▲2,200円	44歳 5月	44歳 10月

表2 初任給および学歴・経験年数別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在) (単位：円)

区分	初任給	経験10年	経験20年	経験25年	経験30年
	大卒 一般行政職	174,200	269,400	366,200	388,400
大卒 警察職	189,800	281,600	392,900	412,600	427,600
大卒 高等学校教育職	195,100	321,000	403,200	424,500	440,000
大卒 小中学校教育職	195,100	312,200	393,800	413,500	428,400
高卒 一般行政職	142,100	219,300	316,400	358,100	385,700
高卒 警察職	160,300	248,900	343,800	393,400	418,200

給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者(3,426人)の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	15	0.44
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	—	—
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	45	1.31
6	本庁の課長	197	5.75
5	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	959	27.99
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分管する係長	722	21.08
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	627	18.30
2	主事・技師	505	14.74
1	主事・技師	356	10.39
計		3,426	100.00

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、年間4.10月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。基本額の支給割合は、国と同じで、勤続20年の場合の自己都合退職は20.445月分、定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で49.59月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定められています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から

知事=130万円、副知事=102万円、議長=91万円、副議長=86万円、議員=78万円となっています。このほか年間3.10月分の期末手当を支給しています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでいます。

平成23年3月に策定した「石川県行財政改革大綱2011」に基づいた取り組みにより、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとしていましたが、平成26年度には1年前倒しで目標をおおむね達成しました。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位：人)

区分	職員数			主な増減理由	
	平成26年	平成25年	増減数		
一般行政部門	総務・企画等	758	749	9	新幹線用地対策業務等
	保健・福祉	695	718	△23	国際会議の終了、公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	商工労働	300	283	17	首都圏誘客推進等
	農水・土木	1,442	1,459	△17	公社外郭団体等からの職員引揚げ等
	小計	3,195	3,209	△14	
教育部門	9,180	9,198	△18	欠員不補充等	
警察部門	2,287	2,285	2	警察官の増員等	
公営企業等部門	病院	1,068	1,042	26	看護体制の充実、高度医療の機能強化等
	その他	66	74	△8	金沢競馬大規模イベント終了等
	小計	1,134	1,116	18	
合計	15,796	15,808	△12		

(注)職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。

お問い合わせ(給与)人事課 ☎076(225)1253 (職員数)行政経営課 ☎076(225)1246